

第3次行政改革実施計画
平成30年度取組結果報告書

令和元年 10月
南アルプス市

目 次

I	行政改革実施計画の取り組みについて	1
II	実施計画の体系	1
III	平成30年度取り組み結果	2
	【基本方針1】財政の健全化	2
	【基本方針2】行政経営システムの見直し	4
	【基本方針3】人材育成と時代に即応した組織の見直し	7
	【基本方針4】市民との協働により取り組む 「多様な協働」の推進	8
IV	取組達成度	10
V	財政的効果	12

(別 冊)

第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み結果（平成30年度）

I 行政改革実施計画の取り組みについて

本市は、最小の経費で最大の効果が得られるよう簡素で効率的な行政運営を進めるため、平成 17 年度から平成 21 年度を計画期間とする「第 1 次南アルプス市行政改革大綱・同実施計画（集中改革プラン）」、平成 22 年度から平成 26 年度（平成 27 年度も継続実施）を計画期間とする「第 2 次南アルプス市行政改革大綱・同実施計画」に基づき、行政改革に取り組んできました。

また、平成 26 年度より合併特例措置終了に伴い普通交付税が段階的に縮減していくことから、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）を計画期間とする「第 3 次南アルプス市行政改革大綱・同実施計画」を平成 28 年度に策定し、行財政の改革をさらに進めるための取り組みを行っております。

実施計画の進捗管理については、「計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→見直し（Action）」の PDCA サイクルに基づき、必要に応じて新たな取り組みの追加や推進状況にあわせた取り組み内容の見直しを行うなど実施計画を修正し、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進していきます。

II 実施計画の体系

基本方針		取り組みの方針	取り組みの項目	取組数
1	財政の健全化	歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立	①歳出構造の見直し	5
			②歳入確保の取組推進	3
			③公営企業等の健全経営	6
2	行政経営システムの見直し	経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し	①マネジメントシステムの強化	4
			②民間活力の活用	2
			③公共施設の見直し	4
			④市民とのコミュニケーションの充実	4
3	人材育成と時代に即応した組織の見直し	職員の意識改革や資質向上に取り組む、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し	①定員の適正化及び組織の見直し	2
			②人材育成の推進	3
4	市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進	人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進	①地域自治の推進	2
			②市民活動の推進	1
			③取り組み推進のための環境整備	2

Ⅲ 平成30年度取り組み結果

【基本方針1】 財政の健全化

(1) 歳出構造の見直し

○有利な市債の有効活用による将来負担の軽減

平成30年度決算における実質公債費比率は4.4%、将来負担比率は▲9.9%となり財政計画値以内に抑制することができました。

○基金の確保と活用

減債基金に1.4億円を積み立て、利子分の増を含めて平成30年度末基金（財政調整基金・減債基金・公共施設整備等事業基金の3基金合計）残高を108億円確保し、目標値の106億円を達成することができました。

○補助金・交付金の見直し

事務事業の見直しや廃止については、所管課による改善とともに、再度内容・実施要綱等を精査し見直していく必要があります。

新規事業等についても同様に精査していく必要があります。

○経費の節減・合理化の徹底

維持管理経費や臨時職員賃金などの経常的な経費については、担当課での削減に限界があるため、公共施設再配置による施設総量の削減や人事部門が主となる組織の見直し等に取り組んでいく必要があります。

○市の規模に見合った安定的な予算規模の構築

歳入決算額は、市税・地方交付税の増により341億円となり、計画値を上回りました。（財政計画におけるH30歳入決算規模337億円）

今後は、歳入の減少が見込まれるため、歳出構造の見直しを進め、歳出の削減を図っていく必要があります。

(2) 歳入確保の取組推進

○市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進

滞納処分及び納税相談、口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税の徴収率は95.2%で目標値より1.9ポイント、国保税の徴収率は81.6%で目標値より5.1ポイント上回りました。

今後も、市税等の徴収率向上のためには、さらに徴収体制の強化を講じ、国保税については、資格証明書の交付等法令に基づく厳正な措置の実施が必要です。

○未利用財産の売却・貸付の促進

普通財産（法定外公共物含む）の売却を7,885千円、貸付（使用料・賃借料）を11,861千円と目標を達成することができました。

しかし、一般競争による公売が不調に終わったことから、今後の課題として売却金額を再検討する必要があります。

○その他の自主財源の確保

ふるさと納税の増収を目指し、新たな受付ポータルサイトを導入したことで寄附金額、件数ともに増加しました。

ホームページのバナー広告とゴミ袋の広告については、ニーズが高まらず、特にゴミ袋については応募がなく、成果の向上が望めない状況であることから、今後は、新たな自主財源を検討する必要があります。

なお、コミュニティバスの車体広告料は増収となりました。

名 称	平成 30 年度	平成 29 年度
ふるさと納税	745,961 千円	604,403 千円
ネーミングライツ	4,000 千円	4,500 千円
ホームページ広告	382 千円	340 千円
コミュニティバス車体広告	600 千円	172 千円

(3) 公営企業等の健全育成

○上水道事業の健全経営の維持

南アルプス市水道事業経営戦略（計画期間平成 29 年度～令和 8 年度）で計画する 23 事業中 14 事業を完了しました。

このため、残りの 9 事業については、単年度に集中しないように事務量の平準化を図りながら、計画を見直し実施していきます。

前期（平成 29～令和 3 年度）の評価と、後期（令和 4～令和 8 年度）に向けて協議・確認の上、計画に沿い完了を目指していきます。

○下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進

公営企業会計への移行は、無事完了することができました。今後、運営の課題を抽出し、修正・改善等を行い、適正に取り組みます。

また、汚水処理施設整備基本構想に基づき、整備区域の拡大を図りました。（整備面積 A=33.9ha）

平成 30 年度末生活排水クリーン処理率は 72.9%となっています。

○特別会計の効率的な運営

*国民健康保険特別会計

都道府県化に伴い、納付金の算定・納付、保険給付費等交付金の交付申請等を適正に行うことができました。

また、特定健診、特定保健指導の受診率・実施率と、ジェネリック差額通知によるジェネリック医薬品使用割合については向上することができました。

納税相談、口座振替の推進等により、現年収納率は目標の 93%を上回る 94.6%となりました。

※都道府県化とは

国民健康保険は、市町村が「保険者」となり運営してきましたが、都道府県が「保険者」に加わり、運営はそのまま市町村に行わせて、財政の管理・統括・監督することです。

都道府県は、事業に必要な費用を市町村ごとに割り当て（納付金）、市町村に保険給付に必要な費用を拠出（交付金）します。市町村は、国保の加入者から保険税（料）を集め、都道府県に納付金を納めます。

*介護保険特別会計

百歳体操の拠点が 43 グループとなり、600 人以上の市民参加を得ることができました。体操に取り組んだ効果として、筋力の向上につながり、介護予防の一助となりました。

昨年度に引き続き、新規と区分変更のケアプランの提出をうけ、各居宅事業所の状況を把握するなかで、実地指導や集団指導において適切な指導を実施することができました。また、直接指導を行った方が良いと判断したプランに関しては、個別にケアマネージャーに指導を行い給付の適正化を図りました。さらに、給付実績の縦覧点検や短期入所長期利用の届出の徹底により、介護報酬の過誤請求是正や介護保険制度の理解へつなげることができました。

*下水道事業特別会計

公営企業会計移行業務については、年度目標を達成しました。

滞納整理については、催告書発送、滞納者訪問等を計画通り実施しました。

公営企業会計移行に伴う打切り決算であるため、年度末の使用料の一部が新年度へ算入となり、徴収率が低くなっていますが、来年度からは徴収率は上昇する見込であります。

- ・現年分徴収率 平成 30 年度 90.8%（目標値 98.2%）
- ・滞納繰越分徴収率 平成 30 年度 25.3%（目標値 24.7%）

*山梨県北岳山荘管理事業特別会計

施設の管理の方向性について山梨県と協議を行い、今後も継続協議となりました。

また、県による現地視察を実施し、浄化槽の改修、施設の適法化のため大規模改修等の事業を、令和元年度から 4 年度にかけて実施することになりました。

【基本方針 2】 行政経営システムの見直し

(1) マネジメントシステムの強化

○優先的事業の重点化

施策マネジメントシートにより第 2 次総合計画の進捗管理を行うとともに、施策優先度評価会議の結果により行政経営方針及び予算編成方針を作成しました。

また、第 2 次総合計画の 23 本の施策及び施策目標（指標）、施策重点事業について見直しに取り組みました。

予算要求方式の検討と事務事業評価の研修により職員の意識が向上し、このことにより、行政評価システムの精度を高めることができました。

○徹底した事務事業の見直し

平成30年度の事務事業数は、1,080事業あり、事務事業評価の結果、今後の方針案として現状維持が861事業、改善・廃止等が219事業となりました。

また、前年度の評価を翌年度の予算編成に反映させられるよう検討していきます。

○各種整備計画の策定と運用

公共施設等総合管理計画において対象とした施設について長寿命化計画策定の状況調査を行いました。今後は、保育施設・スポーツ施設等個別の計画策定を支援していきます。

○部局ごとの目標管理の実施

期首ヒアリングを4月下旬に実施したことで、年度早期に各部局の目標、取組内容を共有することができました。今後も進捗状況の把握に努めます。

(2) 民間活力の活用

○民間への業務委託等の推進

国が抽出した主要17項目の民間委託の実施状況調査を実施しました。17項目のうち、直営となっている学校給食調理事務は業務委託を今後検討していきます。他の業務についても、本市の現状に沿った業務委託等を検討する必要があります。

○指定管理者制度の導入と適正な運用

指定管理更新施設については滞りなく更新を行うことができましたが、1者のみの応募でした。このため、複数者から応募があるように引き続き検討を行う必要があります。

指定管理運営及び指定管理者制度の適切な運用を図るため、モニタリング制度についてより理解を深める担当者会議を行い、制度の趣旨や運用方法の説明を行い、制度の適正化を図りました。

また、ガイドラインを作成し運用を開始したことで、統一的な考えのもと業務を進めることができました。

なお、指定管理者制度を導入した施設については、今後その効果を検証する必要があります。

(3) 公共施設の見直し

○計画的な再配置の実施

公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、施設を所管する担当課と再配置の取り組みを行いました。芦安高齢者コミュニティセンターの調理場機能を芦安学校給食共同調理場に移し、生涯学習施設として利用できるよう改修を行いました。旧白根中央公民館及び旧企業局跡地の駐車場整備等が繰越事業となっており、引き続き計画の進捗管理に努め、来年度以降の再配置に取り組む必要があります。

○計画的な除去の実施

公共施設等総合管理計画に計画されている施設の除去がほぼ計画どおり進めることができましたが、きのこセンター、みどりの郷くつさわ（一部）の売却、さくらの里市民プールの解体が繰越事業となりました。

○計画的な保全・長寿命化の推進

長寿命化計画については各施設の担当課に關係省庁から直接計画作成依頼が届いているため、内容等の把握を行いました。未策定の施設については個別の長寿命化計画の策定支援を行うとともに、策定した計画に基づく長寿命化事業について、随時進捗の確認を行うほか、保守点検マニュアルの策定を検討していきます。

○借地の解消、借地料の見直し

桃源美術館前(旧野呂川水道企業団跡地)について、市から企業局へ支払っていた賃借料を廃止としました。

市役所周辺の借地については必要度も高く、購入も検討しましたが、売却意向がないため借地として継続することとなりました。今後も利用状況を検証しながら検討していきます。

(4) 市民とのコミュニケーションの充実

○分かりやすい市政情報の発信

市ホームページをリニューアルし、担当課で迅速に更新ができるように職員研修を実施しました。

また、多言語対応やスマートフォン用画面の閲覧にも対応ができており、今後も各課ホームページ担当者を中心に操作研修を実施することで、適切で迅速な情報発信ができるように努めていきます。

○広聴広報活動の推進

市民アンケート調査を2回実施し、市民の満足傾向などを伺い知ることができました。なお、結果を総合計画後期基本計画策定や事務事業評価に活用しました。

座談会は、各団体等への呼びかけにより、昨年より実施回数や参加者を増やすことができました。市長と直接対話することで、地域での困りごとなどを把握することができました。今後も、地域や団体主体での開催を基本に実施していきます。

○市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実

専用の相談ブースを確保することにより、相談者のプライバシーの確保等相談環境の向上を図ることができました。

消費生活相談員が、国・県民生活センター主催の研修会に参加し、スキルの向上を図るとともに、講座等の実施回数を増加させ、消費生活センターの周知に取り組みました。

福祉部局による福祉総合相談定例会をスタートし、研修内容の共有と、関係機関との連携を強化することや、新たなニーズへの対応と早めの対応をとることができました。

○新たな市民参画の手法

みんなでまちづくり推進会議において、協働について知ってもらうため「まちづくりブック」を作成しました。3月の協働フォーラムで配布するとともに、各窓口サービスセンターや図書館等へ配布し、市民へ周知すると共に市ホームページにも掲載し、冊子は手に取りやすく、協働に実際に取り組んでいる事例を紹介し、わかりやすい内容としています。市民の協働に対する認知度を少しでも高めるきっかけの一つになりました。

【基本方針 3】 人材育成と時代に即応した組織の見直し

(1) 定員の適正化及び組織の見直し

○定員適正化の推進

市では、年度当初に退職者数を勘案した採用計画を策定しており、それにより採用試験を実施しています。平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数は、予定外の退職職員がいたため計画より 3 名少ない 615 人となっています。

○組織の見直し

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築し、適時に見直しを行うなど、安定的かつ持続的な行政サービスを提供するため次の基本方針により機構改革を実施しました。

- ①重要施策の推進に適した組織
- ②組織のスリム化による効率的な行政運営
- ③市民に分かりやすい利便性の高い組織

(2) 人材育成の推進

○職員能力の開発促進

年度当初に策定した研修計画に沿って実施することができました。

時間の使い方や指導の受け方を改めて認識する研修を実施することができました。議会答弁作成研修については初めての実施でしたが、基本的事項等を再認識させることができました。

新任や若手職員に基本事項を学ばせることで、今後の研修を効果的に行える体制が整えられました。

なお、職員一人ひとりの研修に対する意識をより向上させるための取り組みが必要です。

○人事評価制度の適正な運用

適正な評価を行うための評価者実務研修、新任評価者及び採用 2 年目職員に対する目標設定・評価研修を実施しました。

繰り返し評価者実務研修を実施することで、評価を平準化することができています。

○危機管理能力の向上

新任課長及び採用 3 年目職員に対し、危機管理意識を向上させるため、外部講師を招き、公務員経験を踏まえた研修を実施しました。

また、「コンプライアンスの徹底」や「複数担当制による事務処理の促進」についての重要性を、研修を通じてあらためて認識することができました。

危機管理意識が向上したことにより、人事課には新任管理職からリスクに関する相談・情報共有の機会が増えています。

一部事務処理について認識不足があったことから、更にコンプライアンスの徹底に努めていきます。

【基本方針4】 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進

(1) 地域自治の推進

○地域コミュニティ活動の推進

地区イベントへの補助金等を見直し、一地区につき1つのイベントについて支援をしています。その他の地域コミュニティイベントには、自治会活動交付金の一部を活用するよう交付しており、継続して地域イベントが開催されていますが、一方で中止といった実状があります。

○自治会組織の適切な運用

市自治会連合会常任理事会において、専門部会に分かれそれぞれのテーマを決めて調査・研究を行い、自治会の実態の把握や課題等を抽出し、様々な課題改善に向け取り組むことができました。

平成31年3月に市へ要望書を提出し、令和元年度の総会の場で発表することで、自治会に内容等の周知を図ることができました。

また、各自治会に対し、自治会活動交付金を交付することができました。

(2) 市民活動の推進

○多様な担い手による市民活動の促進

多様な市民同士をつなぐ役割の市民活動コーディネーターが、研修に参加することにより、市民活動の現状や課題を把握することができ、相談の質の向上と幅広い支援につながりました。

また、市民活動センターを周知する事により、市民活動に興味を持つ機会を提供し、様々な市民や団体等の交流の場となりました。

今後も、市民活動センターのホームページやフェイスブック、リーフレットを作成し、市民活動団体や多くの市民へ団体の活動情報やセンターのイベント情報を発信し、市民活動へ参加する市民の輪を広げていく必要があります。

(3) 取り組み推進のための環境整備

○まちづくりの人材育成

まちづくりを担う人材育成や支援としてWAKAMONO大学、ときどきカフェを各3回開催しました。

協働フォーラムでは地域で活躍している団体の取り組みについて基調講演を実施し、身近な地域の取り組みを通じて、活動団体、地域や行政のつながりについて理解を深め、協働の仕方を学ぶなど協働についての意識向上につながりました。

なお、協働支援テーマ型活動助成事業は1件でしたが、地域の棚田の風景や南アルプス市の自然について考え、取り組む機会とすることができました。また、取り組み過程において、多様な団体との交流や意見交換を重ね、まちづくりを担う人材の育成に結び付きました。

○職員の意識向上と体制整備

担当職員が協働についての理解を深めるため、県外研修やまちづくりに関する研修、山梨県ボランティア協会が主催する研修会へ参加し、さまざまな取り組みを学

び、市民や行政、NPO法人等との関わり方や連携の重要性を認識することができました。

また、様々な人との交流・情報交換によって、スキルアップにもつながりました。

なお、すでに市民や団体などと連携して協働で事業を行っている部署等もありますが、さらに協働を推進するためには、職員の意識改革が必要であることから、今後も職員の研修を行っていく必要があります。

IV 取組達成度

【評価基準】 年度の取組内容（数値目標）として以下のとおり評価

【取組達成度】

- A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組項目	No.	具体的な取組項目	取組達成度		
				29年度	30年度	
1 財政の健全化	①歳出構造の見直し	1	有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）	A	A	
		2	基金の確保と活用	A	A	
		3	補助金・交付金の見直し	B	B	
		4	経費の節減・合理化の徹底	B	B	
		5	市の規模に見合った安定的な予算規模の構築	A	A	
	②歳入確保の取組推進	1	市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	A	A	
		2	未利用財産の売却・貸付の促進	A	A	
		3	その他の自主財源の確保	A	B	
	③公営企業等の健全経営	1	上水道事業の健全経営の維持	A	B	
		2	下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進	A	B	
		3	特別会計の効率的な運営（国民健康保険特別会計）	A	A	
		3	特別会計の効率的な運営（介護保険特別会計）	A	A	
		3	特別会計の効率的な運営（下水道事業特別会計）	A	B	
		3	特別会計の効率的な運営（山梨県北岳山荘管理事業特別会計）	A	A	
	2 行政経営システムの見直し	①マネジメントシステムの強化	1	優先的事業の重点化	B	B
			2	徹底した事務事業の見直し	B	B
			3	各種整備計画の策定と運用	B	B
			4	部局ごとの目標管理の実施	A	A
②民間活力の活用		1	民間への業務委託等の推進	B	B	
		2	指定管理者制度の導入と適正な運用	B	B	

基本方針	取組項目	No.	具体的な取組項目	取組達成度		
				29年度	30年度	
2 行政経営システムの見直し	③公共施設の見直し	1	計画的な再配置の実施	B	B	
		2	計画的な除去の実施	B	B	
		3	計画的な保全・長寿命化の推進	C	C	
		4	借地の解消、借地料の見直し	B	A	
	④市民とのコミュニケーションの充実	1	分かりやすい市政情報の発信	A	A	
		2	広聴広報活動の推進	C	B	
		3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	B	B	
		4	新たな市民参画の手法	C	B	
3 人材育成と時代に対応した組織の見直し	①定員の適正化及び組織の見直し	1	定員適正化の推進	A	A	
		2	組織の見直し	B	B	
	②人材育成の推進	1	職員能力の開発促進	B	B	
		2	人事評価制度の適正な運用	A	A	
		3	危機管理能力の向上	A	B	
	4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進	①地域自治の推進	1	地域コミュニティ活動の推進	B	B
2			自治会組織の適切な運用	C	C	
②市民活動の推進		1	多様な担い手による市民活動の促進	B	B	
③取り組み推進のための環境整備		1	まちづくりの人材育成	B	B	
		2	職員の意識向上と体制整備	B	B	
				Aの数	17	13
				Bの数	17	23
				Cの数	4	2
				Dの数	0	0

V 財政的効果

平成30年度に改革に取り組んだ項目のうち、財政的効果が積算可能な次の項目について、合計 627,100千円の効果があったと見込まれます。

No.	具体的な取組項目	H30実績	財政的効果 (千円)
1	補助金・交付金の見直し	H30市単独補助金決算額 607,196千円 H29市単独補助金決算額 539,407千円 539,407千円 - 608,196千円 = ▲67,789千円	▲ 67,789
2	市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	H30市税調定額 9,060,875,281円・・・① 収入額 8,627,154,367円(徴収率95.21%)・・・② H29市税徴収率 94.59%・・・③ ①×③=8,570,681,928円・・・④ ②-④=56,472,439円	56,472
3	未利用財産の売却・貸付の促進	・市有財産の売却 法定外公共物 17件 4,905,979円(654.08㎡) 普通財産 6件 2,979,439円(227.32㎡) 合計 7,885,418円(1,737.32㎡) ・使用料、貸付収入 64件 11,861,553円 7,885千円+11,862千円=19,747千円	19,747
4	その他の自主財源の確保	H30実績 ふるさと納税 寄付額 745,961千円 - (返礼品等 190,796千円) =555,165千円(H29 434,438千円) ネーミングライツ 4,000千円(H29 4,500千円) ホームページ広告 382千円(H29 340千円) コミュニティバス車体広告 600千円(H29 172千円) 合計 560,147千円(H29 439,450千円) H30-H29= 120,697千円	120,697
5	特別会計の効率的な運営(国保)	H30国保税現年調定額 1,635,712,700円・・・① 収入額 1,548,191,237円(徴収率94.61%)・・・② H29国保税現年徴収率 93.59%・・・③ ①×③=1,530,863,515円・・・④ ②-④=17,327,722円	17,328
6	指定管理者制度の導入と適正な運用	H30指定管理者導入施設 66施設 直当時運営費 894,824千円 - (H30委託金 455,254千円 - 納付金 17,168千円) = 456,738千円	456,738
7	定員適正化の推進	H30.4.1定員 615人(対前年比3人減) 3人×7,969千円(30年度平均人件費)=23,907千円 (※平均人件費に、共済負担金等を含む)	23,907
		合 計	627,100